

令和7年度 香川県持続可能な観光地域づくり支援事業補助金 募集のお知らせ

香川県は、地域資源を活用した持続可能な観光コンテンツの造成・ブラッシュアップや、観光誘客を図るためのイベントの実施を支援します！

募集期間

令和7年2月10日（月）～2月28日（金）17:00＜期間内必着＞

補助対象者

市町、市町観光協会等

香川県内に事業所又は活動拠点を持つ法人

香川県内に活動拠点を持つ観光振興に取り組む団体

※1

※1 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体は、補助事業の実施にあたり、地元市町と連携していることが必須です。

補助率

補助対象経費の1/2以内

補助事業 補助上限額

- | | | |
|--|-----------|----|
| ○ 新たに観光コンテンツを造成する事業 | 上限 200 万円 | |
| ○ 既存の観光コンテンツをブラッシュアップする事業 | 上限 100 万円 | |
| ○ 瀬戸内国際芸術祭を契機として新たにイベントを実施する事業 | 上限 400 万円 | ※2 |
| ○ 瀬戸内国際芸術祭を契機として既存のイベントをブラッシュアップして実施する事業 | 上限 200 万円 | |

※2 10,000 人以上の集客実績や集客見込みがあるなどの条件があります。
詳細については公募要領をご参照ください。

＜補助事業の例＞



地域の歴史・文化に関する探究学習プログラムを造成



ライトアップイベントの開催



自然やアウトドアを活用したガイドツアーを造成



限定デザイン BOX による新定番お土産開発

- ・ 補助事業は、令和7年4月以降に実施する事業を対象とし、県からの交付決定（4月頃）を受けた後に着手（契約の締結等を）する必要があります。

対象経費

出演者の謝金・旅費、ポスター等の印刷製本費、宣伝デザイン料、会場使用料、機材借上料、運搬費、イベント保険、物品購入費 など

★申請の流れについては裏面をご覧ください★

申請から補助金支払いまでの流れ

(1) 申請～交付決定

- ① 申請書は、香川県ホームページからダウンロードしてください。
香川県トップページ → 文化・観光 → 観光：観光振興：その他観光振興 →
【令和7年度香川県持続可能な観光地域づくり支援事業補助金の募集について】
- ② 申請される方については、事前相談は必須とします。
令和7年2月10日（月）～令和7年2月21日（金）17:00<締切>
- ③ 申請書の作成に当たっては、必ず「公募要領」をご確認ください。
- ④ 申請書は募集期間内に、電子申請又は郵送により提出してください。
- ⑤ 募集期間終了後に審査を行い、4月頃に審査結果をお知らせします。



募集ページ（県 HP）



電子申請・届出システム

申請期間：事前相談後～令和7年2月28日（金）17:00 <期間内必着>

①～⑤は、必ず提出してください。⑥～⑨は、該当する場合のみ提出してください。

- | | |
|---------|--|
| ① 交付申請書 | ④ 見積書など金額の妥当性を確認できる書類
(見積書のコピーやホームページ、カタログなど) |
| ② 事業計画書 | |
| ③ 収支予算書 | ⑤ 誓約書 |
-
- ⑥ 香川県税を滞納していない旨を証明する納税証明書
 - ・ 納税義務がない者を除く
 - ⑦ 最新の定款、規約、会則等
 - ・ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体のみ
 - ⑧ 補助事業の実施にあたり、地元市町との連携状況が分かる書類
 - ・ 市町・市町観光協会等以外の、法人又は観光振興に取り組む団体のみ
 - ⑨ 具体的な取組み内容を補足する書類
 - ・ 必要に応じて

(2) 事業の実施

- ① 採択した事業者には、県から交付決定通知書をお送りします。
- ② 補助事業の着手（契約の締結）は、県からの交付決定（4月以降）を受けた後に行ってください。
- ③ 補助事業は、交付決定通知書に記載の補助事業実施期間内に支払いまで完了する必要があります。

(3) 実績報告～補助金支払い

- ① 事業完了後30日以内、又は令和8年2月28日（土）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
- ② 実績報告書の内容確認により、補助金額が交付決定額より減額となる場合があります。

【提出先（問合せ先）】香川県観光振興課 観光コンテンツ造成グループ

〒760-8570 高松市番町4-1-10

TEL：087-832-3360（平日8:30～17:15 ただし、12:00～13:00を除く。）

※ 土日祝日は除きます。

E-mail：kanko@pref.kagawa.lg.jp